

さらなるごみの減量・資源化に向けた 今後の進め方について

**平成 28 年 5 月
市川市**

< 目 次 >

I	さらなるごみの減量・資源化に向けた新たな施策の進め方	1
1	先行して実施する施策	1
2	引き続き検討していく施策	2
II	先行して実施する施策の実施内容	3
1	ごみの減量・分別に関する広報・啓発の強化	3
2	ごみ収集回数の削減	5
III	引き続き検討していく施策の検討項目	8
1	家庭ごみの有料化について	8
2	戸別収集の導入について	9

I さらなるごみの減量・資源化に向けた今後の進め方

市川市のごみ処理においては、市内にごみの最終処分場がないことやクリーンセンターの老朽化等の問題を抱えており、一方でごみの排出量は減少幅が縮小し、横ばい傾向となっている状況にあります。

これらの現状に対し、市ではさらなるごみの減量・資源化を目的として、「家庭ごみの有料化」「戸別収集の導入」「ごみ収集回数の削減」について検討を始め、これまで、意見交換会やアンケートを通じて市民のみなさまの意見を伺いながら検討を進めてきました。

また市川市廃棄物減量等推進審議会において、「さらなるごみの減量・資源化に向けた新たな施策」について審議され、平成28年1月29日に答申が提出されました。

これらの検討経緯を踏まえ、さらなるごみの減量・資源化に向けて、今後、以下のとおり進めてまいります。

1 先行して実施する施策

(1) ごみの減量・分別に関する広報・啓発の強化

意見交換会やアンケート結果において、分別に関する広報・啓発が足りないとの意見が多くなったことや、燃やすごみには約3割の資源物が混入しているという現状を踏まえ、平成28年度よりごみの減量・分別に関する広報・啓発の強化を図ってまいります。

(2) ごみ収集回数の削減

ごみ収集回数の削減については、アンケート結果において「実施したほうがよい」「減らすのもやむを得ない」とする回答が比較的多いことや、他市の状況等を踏まえ、他の施策より先行して平成29年4月に実施します。

2 引き続き検討していく施策

(1) 家庭ごみ有料化

家庭ごみの有料化は、新たな費用負担を求めるものであり、市民に与える影響が大きいことや、意見交換会やアンケートでの意見において、有料化する前に広報や啓発を強化すべきとの意見が多いことなどから、ごみ収集回数の削減や広報・啓発の強化を先行して実施した後、ごみの排出量の推移等を総合的に勘案した上で制度の実施時期について判断します。

(2) 戸別収集の導入

コストの増加をはじめとした導入時の留意点が多いことや、市民アンケートにおいて、現状の方式のままでよいとする意見が多いことなどから対象者や対象となる集積所を限定とした対策や希望者への有料戸別収集を検討します。

全市的な導入については、引き続き検討してまいります。

II 先行して実施する施策の実施内容

1 ごみの減量・分別に関する広報・啓発の強化

(1) 分別とごみ出しルールの徹底に向けた周知・啓発の強化

① 分別徹底に向けた基本的な周知活動

- ・広報媒体活用（広報いちかわ、ウェブサイト、じゅんかんニュース）
- ・出前説明会での周知・啓発

② 雑がみの分け方・出し方

- ・再資源化できるものとできないもの等を分りやすく周知
(早見表作成公表等)

- ・製紙工場の施設見学

- ・イベントでの重点啓発（3R推進月間、市民まつり、紙バック講座等）

③ プラスチック製容器包装類の分け方・出し方

- ・再資源化できるものとできないもの等を分かりやすく周知
(早見表作成公表等)

- ・中間処理場等の施設見学

- ・イベントでの重点啓発（3R推進月間、市民まつり等）

④ ごみ出しルール徹底に向けた周知啓発

- ・排出状況が悪い集積所における個別指導（委託）

- ・不適正排出者に対する個別指導（市職員）

- ・駅前等街頭におけるごみ出しルールの啓発活動

- ・市内全集積所の排出状況の追跡調査

- ・市公式ウェブの専用サイトの随時更新

平成27年度調査及び28年度追跡調査の結果報告等

⑤ 外国人に対する周知・啓発の強化

- ・関係団体と連携した周知啓発活動（国際交流協会、友好協会等）

イベント参加、出前説明会、ごみ減量リーフレット作成

⑥ スマートフォンアプリの導入

資源物とごみの分別方法やごみの収集日に関する情報を市民に分かりやすく提供し、ごみの排出に関する市民の利便性を向上することを目的にスマートフォンアプリを導入します。

(2) 生ごみの減量

① 食品ロスの削減

- ・広報媒体を活用し、食品の計画的な消費を促すため、「買い物前の行動」を重要視した啓発
- ・広報媒体を活用し、食品の使いきりの実例を紹介
- ・ライフスタイルの変革を促す事業
　　ごみを出さないエコクッキングの開催

② 生ごみの水きり等の促進

- ・生ごみの水きり徹底によるごみの減量効果の周知
- ・コンポスト普及のための関係団体と連携したイベント開催
　　コンポスト連絡会、ボカシ作り教室、寄せ植え教室
- ・ライフスタイルの変革を促す事業
　　生ごみ資源化講演会（4回予定）の開催

2 ごみ収集回数の削減

(1) 目的・効果

- ①ごみの減量・分別促進
- ②収集の効率化

(2) 他市の収集回数

①可燃ごみ

- ・全国の市では約90%が週2回収集
- ・千葉県内の市では約55%が週2回収集

②不燃ごみ

- ・全国の市では約45%が月2回収集、約40%が月1回収集
- ・千葉県の市では約50%が月2回収集、約20%が月1回収集

(3) 削減内容

- ①燃やすごみ : 週3回から週2回へ削減
- ②燃やさないごみ・有害ごみ : 週1回から月2回へ削減
- ③ビン・カン : 週1回から月2回へ削減

分別区分	現在の収集回数	⇒	削減後
①燃やすごみ	週3回	⇒	週2回
②燃やさないごみ			
③有害ごみ	週1回	⇒	月2回
④プラスチック製容器包装類	週1回	⇒	変更なし
紙類	⑤新聞		
	⑥雑誌（雑がみを含む）		
	⑦ダンボール	週1回	⇒
	⑧紙パック		変更なし
⑨布類			
⑩ビン			
⑪カン	週1回	⇒	月2回
⑫大型ごみ	申し込みの都度	⇒	変更なし

(4) 収集曜日

収集曜日のイメージ

【変更前】

		各曜日の収集品目					
		月	火	水	木	金	土
燃やすごみの収集日	月・水・金の地区	燃やすごみ	プラスチック製容器包装類	燃やすごみ	紙類・布類 ビン・カン	燃やすごみ	燃やさないごみ・有害ごみ
	火・木・土の地区	燃やさないごみ・有害ごみ	燃やすごみ	紙類・布類 ビン・カン	燃やすごみ	プラスチック製容器包装類	燃やすごみ



【変更後】

		各曜日の収集品目					
		月	火	水	木	金	土
燃やすごみの収集	月・木の地区	燃やすごみ	プラスチック製容器包装類		燃やすごみ	紙類・布類	①燃やさないごみ・有害ごみ ②ビン・カン
	火・金の地区	①燃やさないごみ・有害ごみ ②ビン・カン	燃やすごみ	プラスチック製容器包装類		燃やすごみ	紙類・布類
	水・土の地区	紙類・布類	①燃やさないごみ・有害ごみ ②ビン・カン	燃やすごみ	プラスチック製容器包装類		燃やすごみ

※①燃やさないごみ・有害ごみと②ビン・カンは月2回

※表は一例。燃やすごみ以外の収集曜日は地区によって異なる。

(5) 実施時期

平成29年4月1日

(6) 移行に伴う対策

①市民への周知徹底

- ・出前説明会の開催
- ・「資源物とごみの分別ガイドブック」の全戸配布
- ・集積所看板の設置
- ・周知用チラシの配布

②祝日収集の実施

収集回数の削減に伴い、すべての資源物とごみの収集について、原則として祝日の収集を実施します。

III 引き続き検討していく施策の検討項目

1 家庭ごみ有料化について

(1) 目的・効果

- ①ごみの発生・排出抑制
- ②分別排出の促進

(2) 家庭ごみ有料化制度の仕組み（案）

①対象品目

燃やすごみ、燃やさないごみを対象とします。
プラスチック製容器包装類も、発生・排出抑制を重視する観点から対象として検討を進めます。

②手数料徴収の仕組み

ア 手数料の徴収方法

手数料を含んだ指定袋による方式とします。

イ 料金体系

排出量に比例して手数料が増加する「排出量単純比例型」とします。

③手数料の減免

減量努力が及ばないごみや手数料徴収の対象としてなじまないごみは手数料の減免や支援の措置を講じます。

（減免・支援対象の例）

- ・乳幼児、高齢者、障害者等の紙おむつ
- ・ボランティアによる清掃で集めたごみ

※経済的困窮者等に対する減免措置は従来の福祉施策との整合性や公平性を総合的に判断した上で検討します。

④手数料収入を活用した支援策

家庭ごみの有料化は、さらなるごみの減量・資源化を進めるための方策の一つであり、家庭ごみの発生・排出抑制及び分別排出を促進することが目的であることから、ごみの減量・資源化に前向きに取り組む市民や地域への支援策の充実のために活用していきます。

(3) 実施時期及び料金水準

ごみ収集回数の削減や広報啓発の強化によるごみ減量の状況を評価した上で制度の実施時期や料金水準について判断します。

2 戸別収集の導入について

(1) 目的・効果

- ・ごみの減量・分別に関する排出者の意識の向上
- ・高齢者等のごみ排出及びごみ集積所に係る負担軽減

(2) 対象世帯

戸建住宅が対象

(3) 留意点

- ・収集費用の増加（年間約5億円のコスト増）
- ・戸別収集の対象外となる集合住宅の世帯が全世帯の約3分2を占める
- ・現状で排出状況や維持管理に問題の無いごみ集積所の取り扱い
- ・戸別収集の導入時に各世帯で講じる必要のあるカラス、猫対策の方法
- ・ごみの排出者が特定しやすくなることによるプライバシーへの配慮

(4) 今後の方向性

コストの増加をはじめとした導入時の留意点が多いことや、市民アンケートにおいて、現状の方式のままで良いとする意見が多いことなどから対象者や対象となる集積所を限定した対策や希望者への有料戸別収集を検討します。

全市的な導入については、引き続き検討していきます。